

他自治体における施設利用許可に関する事例について

1. 門真市（門真市民文化会館）の場合

平成 26 年 5 月 11 日の門真市民文化会館ルミエールホールの会議室利用に対して、4 月 14 日付で一旦使用許可したものを、5 月 2 日付の「利用許可取り消し通知書」により、通知を行った。

〔考え方〕

利用許可に反対の者の妨害行為等により、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧する多くのカウンターから開催阻止を含めた反対の声が施設に多く寄せられたこと
4 月 19 日に団体代表者が鶴橋で街宣活動を行う予定であったが、カウンターとの傷害事件で拘束され、街宣活動が中止となる事態もあり、施設運営に同様の支障をきたすような事象が発生されることが予見されたこと

人種、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性をとらまえての差別行為は許されず、多くの子どもたちも利用する文化・教育の拠点施設として受け入れるべきではない。

申請段階では、開催内容の「朝鮮の食糞文化」について、団体に確認したところ、朝鮮の食文化を学術的に研究する集会ということだったので、一旦は許可をしたものである。しかし、後日、申請団体のHPを閲覧していた際に、食糞文化にかかる差別的・侮蔑的記載が見受けられ、申請団体に再度確認したところ、当該侮蔑的内容で集会を開催する予定であることが確認された。

〔取消理由〕

門真市民文化会館条例 8 条 1 項 2 号の規定に該当するため

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

7 条 1 号 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき

7 条 4 号 会館の管理運営上支障があると認めるとき

〔まとめ〕

特定の団体が開催するというのみで許可決定の取り消しを行ったものではなく、利用者の安全等を考慮した管理上の問題と、明らかに内容が公序良俗を害するものであることが団体・本人から確認できたものであり、門真市の現行の管理規定に則った取扱いによるもの。

〔参考〕

26.4.24 参議院法務委員会

門山泰明（政府参考人：総務省自治行政局長）

会館の使用等につきましては判例多々ございまして、例えば最高裁の判例だけでも、平成 8 年 8 月の上尾市の福社会館の例ですとか、平成 7 年 3 月 7 日の泉佐野市の市民会館の利用に関する条例などがございしますが、何れも、原則として、もう明らかに差し迫った危険の発生等具体的に予想されるというような場合に許可しないことができるといったように非常に

限定的な判例が示されておりますので、自治体としてはそれらに考慮したうえで使用許可処分等行わざるを得ないものと思っております。

2. 山形県（複合施設「遊学館」）の場合

複合施設「遊学館」（生涯学習センター・男女共同参画センター・図書館）は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団が指定管理代行事業者として請け負っており、在特会からメールでの施設使用申請があり、条例3条2「センターの管理上適当でないと認めるとき。」に該当するとし、申請を不許可とした。

根拠として、指定管理代行事業者の「管理要綱」に、「集团的又は常習的に暴力行為又は不法行為を行うおそれがある団体の利益になると認められる場合」に該当するとして不許可とした。

また、「善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合」、「特定の宗教を布教する活動、特定の政党等を支援する活動を目的とすると認められる場合」...「その他上記に準ずると認められる場合」との項目にかかり、「その他...」に該当するとして、また、教育施設であることに鑑みて使用に適当でないと判断し、在特会山形支部及び会長個人あてに対し、上記の内容を総合的に判断し、不許可とする旨、口頭にて伝えた。

なお、審査請求がその後県教育委員会に提出されたが、使用希望日時を過ぎていたので却下した。また、再審査請求が上級官庁である総務省に対してあったが、行政不服審査法上不適法と判断し（教育委員会と同内容：希望日経過）、却下。